

# 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

## 現行制度

### 対象

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)

### 措置内容

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※ 免税点は50万円(中古車については、全体の約9割が非課税)。

この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。

## 対応

- 自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。